

第 2 1 号議案

中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 2 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係条例について規定を整備する必要がある。

中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 中野区障害者福祉会館条例（昭和54年中野区条例第37号）第3条の3
- (2) 中野区立弥生福祉作業所条例（平成12年中野区条例第33号）第4条
- (3) 中野区立かみさぎこぶし園条例（平成15年中野区条例第25号）第4条第1項
- (4) 中野区仲町就労支援事業所条例（平成22年中野区条例第26号）第9条

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。